

NEWSLETTER Vol. 33

日本教育制度学会

The Japan Society for Educational System and Organization

2025年12月22日号

目次

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 ごあいさつ | 7 2024/2025 年度決算案 |
| 2 第32回大会報告 | 8 2025/2026 年度事業計画案 |
| 3 総会報告 | 9 2025/2026 年度予算案 |
| 4 学会会則の改定について | 10 紀要第33号について |
| 5 紀要31号研究論文表彰選考結果 | 11 事務局より |
| 6 第33回大会について | |

1 ごあいさつ

《会長 清水 一彦》

今年もあとわずかとなりました。大阪万博では予想以上の賑わいを見せていましたが、政治の世界でも初の女性総理誕生という画期的な年がありました。こうした中で、わが国の高等教育を取り巻く状況は依然として厳しいものがあり、生き残りをかけた大学改革があちこちで見られます。昨年度に公表された高等教育界を揺り動かす衝撃的なニュースを紹介したいと思います。

まず第1に、文部科学省が発表したデータによれば、少子化に影響を受けて今から十数年後の2040年代には学生定員10万人が不要となり、それは私立大学・短期大学の2割に相当する約170校に相当するものであるという。2割の私立は淘汰されるという数字である。

第2は、学校教育法の一部改正を受けて、専門学校（専修学校専門課程）において、生徒から学生への名称変更、学習時間数から単位制度の導入可能、特定専門課程（修業年限が2年以上で、文部科学大臣の定める基準を満たす専門学校）修了者には大学入学資格が、さらに特定専門課程に専攻科（1年以上）を設置し修了すれば大学院入学資格が与えられるというものである。2026年度から実施される専門学校制度改革である。

そして第3は、上記と関連して日本の教育資格枠組みの登場である。初等教育から高等教育に至る教育資格レベルにおいて、高等教育に相当する5レベルに短期大学士、短期大学士（専門職）、準学士と並んで専門士（専門学校修了）や修了証書（専攻科2年以上）を、また6レベルに学士（4年制）、学士（専門職）と並んで高度専門士（専門学校の特定課程修了）を設定していることである。教育資格の国際的通用性が名目とはいえ、アメリカでも見られない学位と称号との無謀な並置である。高等教育の質保証や学修成果の把握・可視化が叫ばれ、各大学・短期大学が学生募集に取り組んでいる中で、こうした高等教育政策は学位の本質や制度の体系性を無視する方向にあると言えるかも知れない。

最後に、本年度2月の中教審『知の総和』答申では、学修者本位の教育のための評価制度の構築に向けて、「教育の質」と「教育の改善」を内部質保証と現行の認証評価制度の見直し等を通じた新たな第三者評価で確認しようとする提言が出された。官民システムの構造は変えずに、これまでの機関別評価から学部・学科・研究科ごとの段階別評価（金・銀・銅など）への移行を目指そうとしている。平たく言えば、学生の伸びしろやD.P.（ディプロマ・ポリシー）の達成度を専門分野別に明示しようとするものである。この背景には、2035年にはすべての受験者が高等教育に入学しても充足率100%には届かなくなるようである。そこで、この年をターゲットイヤーに設定して、それまでに新たな認証評価を一巡させる方向である。早ければ3～4年後に新認証評価制度が誕生することになる。

本学会では、次年度から新たに「学生会員」制を復活させ、年間5,000円（一般会員は8,000円）とすることになりました。また、この間、会員の研究力向上や紀要編集業務の効率化をめざす改革にも取り組んでいます。

引き続き会員皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2 第32回大会報告

《第32回大会準備委員長 佐々木 司》

第32回大会は、2025年11月8日（土）に山口大学を当番校として、Zoomによるオンライン大会として開催されました。参加者の受付をしていないこともあり、正確な参加者数を数えることは難しいのですが、自由研究発表では267名（各発表における延べ人数）、公開シンポジウムでは59名の参加を得ることができたと思われます。海外からの参加もございました。ご参加いただいたすべての皆様に心よりお礼申し上げます。

自由研究発表は17件、5部会で行われました。いずれの会場においても、素晴らしい発表と、指定討論者とのやり取りを含む活発な研究協議が展開されました。

午後に行った公開シンポジウムは、教育関係の制度には定義や概念の拡大あるいは溶解とでも言い得る現象が起こりうるのではないかとの問題関心のもと、「定義づけられた静的制度を動的制度として捉え直す—コミュニティ・スクール先進地からの問い合わせー」と題して実施しました。シンポジストとしてご登壇いただいた岸本睦久氏（文部科学省）、元兼正浩氏（九州大学）、山下晃一氏（神戸大学）は、それぞれ刺激的なお話しをされ、その後は参加者との間で質疑応答、そして活発な意見交換がなされました。

今大会では、シンポジウムにおける議論をさらに深化・発展させつつ交流を深めたいとの思いから、シンポジウム直後に、<全体会>と<シンポジスト別交流会>を交互に実施する形式で「研究・教育交流会（情報交換会）」を設定しました。夕刻開催ではありましたが、20名の方々にご参加いただきました。

いわゆるポスト・コロナにおいて、あえて全面オンラインで実施した本大会。山口大学がはじめて当番校を担当させていただいた大会でした。至らぬ点もあり、ご迷惑もおかけしましたが、皆様からあたたかいご支援を賜ることができました。感謝に堪えません。課題別セッションのなかには、これから開催されるものもございます。こちらにもぜひご参加くださいますようお願いを申し上げまして、大会報告とさせていただきます。

3 総会報告

オンラインで開かれた総会では、実出席者数の不足のため総会議決とはなりませんでした。以下、そこで報告された事項並びに仮決定を得た事項について報告します。異議のある会員は、1ヶ月以内（令和8年1月22日まで）に文書で事務局までお知らせ下さい。告知後1ヶ月以内の会員の5分の1以上の異議がない場合には、会則第8条第5項に従い総会議決となります。

【総会議題】

1. 大会実行委員会委員長挨拶 佐々木司会員
2. 会長挨拶
3. 議長選出（桑村佐和子会員）
4. 議事

(1) 報告事項

① 事務局より

藤井穂高事務局長より、資料に基づいて会務報告がありました。

現在の会員数は331名。

② 紀要編集委員会報告

青木栄一紀要編集委員長より、紀要第32号の目次、紀要第32号の自由研究論文・研究ノートの査読結果、および紀要第33号のスケジュール、投稿規程の改訂、執筆要領の改訂に関するパブリックコメントの実施、書評対象著作の推薦のお願いについて、説明がありました。自由研究論文・研究ノートの査読結果について、口頭で以下のように修正しました。
誤) 紀要第31号 → 正) 紀要第32号。

(2) 審議事項

① 2024/2025年度決算案・監査報告

藤井穂高事務局長より、2024/2025年度決算案について、資料（別記7）に基づいて説明がありました。藤田祐介監査の監査報告と併せて審議され、原案通り承認されました。なお、紀要編集委員会会計報告についても、鳥居朋子、藤田祐介両監査から適正に処理されている旨の報告をいただいております。

② 2025/2026年度事業計画案について

藤井穂高事務局長より、2025/2026年度事業計画案について、資料（別記8）に基づいて提案がありました。審議の結果、原案通り承認されました。

③ 2025/2026年度予算案について

藤井穂高事務局長より、2025/2026年度予算案について、資料（別記9）に基づいて説明がありました。審議の結果、原案通り承認されました。

④ 会則の改訂について

清水一彦会長より、学会会則を改定する提案があり、仮総会では審議の結果、原案通り承認されました（別記4）。柏木智子紀要編集副委員長より、「学生会員」制を求める根拠について、前回総会で紀要編集委員会の査読管理システム導入費用への言及があった点に疑

義が示され、幹事の負担軽減のために査読管理システムを導入したことが確認されました。清水会長より、アンペイドワークの不利益を軽減できるよう、理事会でも共通認識をつくっていくと回答されました。

⑤第33回大会の開催校について

清水一彦会長より、第33回大会は関西国際大学で開催することが報告されました。

5. 表彰式

清水一彦会長より、紀要第31号研究論文表彰選考結果に基づく受賞者の表彰が行われました（別記5）。

6. 次回の大会校挨拶 吉田武大会員

7. その他

4 学会会則の改定について

2024年11月の総会において、学生会員制の導入につき会員からご提案がありました。同総会において、会長から導入を検討するとの回答があり、その後理事会で検討してきました。今回の総会において、日本教育制度学会会則の第4条の4「会員は、会費(年間8,000円)を納入しなければならない。但し、学生会員（有職のまま大学に在学する者は含まない）の会費は5,000円とする。」とする改正案をお諮りし、承認していただきました。修正点は、学生会員の会費を2002年1月25日改正の前の規定に戻すこと、ただし「有職のまま大学に在学する者は含まない」との限定を設ける、の2点です。適用は今年度（2025/2026年度）から、また、過年度未納分については適用しないことも併せてご承認いただきました。

つきましては、本ニュースレターに同封されている会費納入のお願い「年会費納入状況のお知らせ」にも注記しておりますが、学生会員におかれましては、会費納入の際にお間違えの無いようによろしくお願ひいたします。

5 紀要31号研究論文表彰選考結果

『教育制度学研究』31号（2024年10月刊行）に掲載された自由研究論文1本について、研究論文表彰選考委員会で審議いたしました結果、以下の通り受賞者が決定いたしました。

【奨励賞】※所属は紀要掲載時点

橋本拓夢（広島大学大学院）

「タイにおける多職種・多機関連携の制度化による教育格差是正策に関する研究—スコータイ県の「教育格差是正のための社会的セーフティネット」を事例として—」（『教育制度学研究』31号、82-99）

(授賞理由)

本論文はタイにおける教育格差是正のためのプロジェクトである ABE(Area Based Education)事業を取り上げ、具体的な事例検討を通じ、多職種・多機関連携の制度化の意義と課題を明らかに

せんとした力作である。この事業はフォーマルな教育制度に包摂されない「機会の限られた子ども若者」を支援するという複合的な課題に直面した同国が、「断片化した集権主義」で語られてきた行政の極端なセクショナリズムに限界を認め、セクター間の協働、パートナーシップ、統合を進めようとするものである。およそこの認識のもと筆者による記述は進み、統合体制の意義と課題を論じた「総合考察」で締めくくられる。一読すれば、筆者が文献調査、現地聞き取り調査を丹念かつ誠実に行ったであろうことは容易に伝わってくる。読み進める心地よさを感じさせてくれる快作である。

本論文には意義や発展性も認められる。例えば、「県教育総会」を通じた多職種・多機関連携の分析は教育格差の是正をめざす海外の事例研究として我が国にとって重要な意義があるし、教育行政と福祉行政の交錯する地域教育福祉ガバナンスもまた今後の国際比較研究の発展と蓄積が期待できる領域であろう。

一方で、優れた論文であるがゆえに求めたくなるものもある。本研究が対象としたこの事例をタイという国家、圏域を越えて捉えようとした場合、公教育保障あるいは福祉国家におけるセクター間の関係性といったテーマに対していかなる学術的示唆を与え得るのか。本論文は直接それらを論じていない。紙幅の面からもそこに踏み込む余裕はなかったのかもしれない。しかし、連携や協働、パートナーシップといった用語で ABE 事業、格差是正策を語ってきた、語ろうとしてきた筆者が、最後の「総合考察」において、国家セクター主導、現実的な「処方箋」といった言葉でその統合体制を結んでしまっている。言うところの連携、パートナーシップが十分に描かれているとは言い難い。ここに本論文の課題を指摘できよう。

ただし、この課題は本研究および筆者の今後の発展可能性を予感させるものもある。奨励賞に値するという判定は、いささかも揺るがない。

(橋本拓夢会員の授賞コメント)

この度は、2025 年度の日本教育制度学会紀要論文奨励賞を賜りまして、誠に光栄に存じます。

拙論は、タイ王国の公教育制度から排除された状態にある子ども若者をターゲットとした、「格差是正のための地域に基盤を置く教育運営 (Area Based Education: ABE)」事業の制度実態を明らかにしたものです。具体的には、各県・コミュニティレベルでの多職種・多機関による連携体制の構築を通じ、教育および生活にかかる個別具体的な支援計画を立案・遂行するというものです。

実は、修正コメントに対応していた 2024 年 5 月下旬、ABE 事業は「Thailand Zero Dropout (TZD)」事業と名称が変更されました。TZD 事業は ABE 事業の理念や構造を継承しているものの、「柔軟な教育・学習運営」による子ども若者の学習機会保障を一層志向したものであり、「公正 (equity)」に価値を置く公教育制度改革として注目に値すると考えています。この度、奨励賞を賜りました拙論を今後の研究展開の初手に位置づけ、より発展的なタイ教育制度研究に取り組んで参ります。

最後に、拙論の執筆にあたりご指導を賜りました滝沢潤先生をはじめとする広島大学教育行財政学研究室の皆様、拙論を世に送り出すうえで伴走をしてくださった編集幹事を含む紀要編集委員会の先生方、とりわけ査読の労を取ってくださった先生方に、心からの御礼を申し上げます。

6 第33回大会について

次年度の学会大会は、関西国際大学（吉田武大会準備委員長）において開催されることが決定いたしました。日程・開催方法等については改めてご連絡させていただきます。大会発表への申し込みとともに、多数の会員がご参加されますようお願いいたします。

7 2024/2025年度決算案

決算案、予算案については、
ウェブ上の公開をいたしておりません。
ご了承ください。

決算案、予算案については、
ウェブ上の公開をいたしておりません。
ご了承ください。

8 2025/2026 年度事業計画案

1. 第32回大会の開催
2. 学会紀要『教育制度学研究』第32号の発行
2025年10月30日発行
3. 『学会ニュースレター』第33号の発行
4. 学会褒賞制度の整備
5. 理事選挙の実施

9 2025/2026 年度予算案

決算案、予算案については、
ウェブ上の公開をいたしておりません。
ご了承ください。

決算案、予算案については、
ウェブ上の公開をいたしておりません。
ご了承ください。

10 紀要第33号について 《紀要編集委員会委員長 青木 栄一》

会員の皆様のご協力により、2025年10月30日付にて、『教育制度学研究』第32号を発行することができました。ご投稿、ご寄稿いただきました会員各位に深くお礼申し上げます。

紀要第33号におきましても、ぜひ、積極的な投稿をお願いいたします。

1. 執筆要領の改訂に関するパブリックコメントの実施について

紀要33号に向けて執筆要領の改訂作業を進めています。今回は執筆要領の改訂について広く会員の皆様からご意見を伺いたく、パブリックコメントを実施しております。詳細は12/3に学会事務局から配信されたメールをご確認ください。

いただいたご意見及びご意見への回答は学会ウェブサイト等で公表します。

2. 「自由研究論文」「研究ノート」「特集テーマ論文」を広く募集します

「自由研究論文」「研究ノート」「特集テーマ論文」の投稿を広く募集します。締切りは2026年3月31日(火)です。電子投稿・査読システム Editorial Manager でご提出ください。投稿申し込みの事前手続きは必要ありません。ご投稿の際には、下記の「『教育制度学研究』投稿規程」および、最新版の「『教育制度学研究』執筆要領」(現在パブリックコメント実施中、2月中旬に公開予定)をご精読のうえ、十分な推敲を経た完成原稿を直接投稿してください。また、学会ウェブサイトにある「学会紀要投稿募集」(<https://www.jseso.org/journal/entry>)のお知らせをあわせてご確認ください。

3. 紀要33号の特集テーマ論文について

紀要第33号では、「教育におけるウェルビーイング」を特集テーマとする予定です。テーマの設定趣旨、論点、および内容例は以下のとおりです。

【設定趣旨】

近年、OECDの“Learning Compass 2030”をはじめ、日本の第4期教育振興基本計画などに示されるように、「ウェルビーイング」は国際的な文脈においても国内の教育政策においても重要なキーワードとして位置づけられている。その重要性が広く認識されている一方で、ウェルビーイングという語が含意する範囲は多岐にわたっており、その概念の多義性ゆえに様々な観点やレイヤーで議論が展開されているのが現状である。

本特集(第33号)は、このような教育におけるウェルビーイングをめぐる議論を整理し、その現状と課題を明らかにすることを目的とする。そのために、①教育においてウェルビーイングはどのように定義・理解されているのか(定義)、②なぜ現在ウェルビーイングが重視されているのか(背景)、③どのような課題が指摘され、どのような対応が試みられているのか(現状)、④政策や制度としてどのように実装し、教育実践に落とし込んでいくとしているのか(方策)、⑤何に期待を寄せ、何が課題とされているのか(展望)、という観点から多角的な検討を行う。国際的・国内的政策動向、学校現場における取組、そして多様な学びの広がりを視野に入れることにより、教育におけるウェルビーイングの理解を一層深める機会としたい。

【論点】

論点①：OECDの視点から見たウェルビーイング

ウェルビーイングを重視するに至った背景、各種プロジェクト(PISA調査、Learning Compass 2030など)におけるウェルビーイングの位置づけや定義、取扱いなど、OECDの取組を踏まえつつ、国際的な動向を論じる。

論点②：日本の教育政策におけるウェルビーイング

日本の教育政策がウェルビーイングを重視するようになった背景、概念の整理とその論点、関連

政策の展開と目指す方向性を概観し、政策実行上の課題や今後の展望について考察する。

論点③：日本のウェルビーイングをめぐる現状と課題

諸外国の動向を参照しつつ、日本におけるウェルビーイングの現状を、政策が実践に落とし込まれる過程や教育活動において直面する課題等、教育現場の状況を踏まえて論じる。

論点④：子どもの多様な学びの視点から考えるウェルビーイング

子どもたちの学びの広がりに着目し、ウェルビーイングを子どもの多様な学びの視点から捉え直し、論じる。

4. 書評対象著作のご推薦を

紀要編集委員会での検討の参考とするため、書評対象著作について多くの会員からの積極的な推薦をお願いいたします。例年通り「応答型の書評」の形式を予定しています。書評の対象は、教育制度研究に対して新たな知見を加えている優れたものであって、過去数年の間に公表された会員の執筆による著書です。推薦にあたっては、簡単な理由を付していただけますと幸いです。紀要34号(2027年10月発行予定)で書評として取りあげるべき著作の情報は2026年11月30日(金)までに、紀要編集委員会事務局へメールでご連絡ください。

5. 執筆依頼へのご協力を

研究大会報告(課題別セッション)、研究情報(研究動向・国内最新情報・国外最新情報)など、多くの会員に原稿執筆の依頼をお願いすることになります。日程的に逼迫しないよう努力していくつもりですが、会員の皆様におかれましても、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。会員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

6. 問い合わせ先

日本教育制度学会紀要編集委員会事務局

E-mail: seidokiyou@gmail.com

『教育制度学研究』投稿規程

2014年12月1日制定

2019年11月9日改正

2021年12月6日改正

2022年11月20日改正

2023年6月15日改正

2023年11月11日改正

2024年3月12日改正

2024年6月19日改正

2025年3月18日改正

2025年6月26日改正

2025年10月23日改正

1. 投稿募集

- (1) 投稿の種別は、「自由研究論文」「研究ノート」および「特集テーマ論文」の3つとする。
- (2) 投稿原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表したものについてはこの限りではない。二重投稿は一切認めない。
- (3) 投稿原稿は、原則として日本語で執筆すること。

2. 投稿資格

- (1) 日本教育制度学会員は投稿資格を有する。
- (2) 非会員の投稿も受理するが、事前に入会手続きを踏むこと。
- (3) 共著の場合、投稿原稿の第一著者および責任著者は日本教育制度学会員であることを要するが、その他の著者は非会員であっても可とする。「責任著者」とは、投稿手続きをし、受理された後に編集委員会が査読審査結果を連絡する者、論文査読の過程で責任を持つ者で、第一著者以外の会員でもよい。

3. 掲載種別

- (1) 掲載する論文等の種別は、次の通りとする。次に掲げるもの以外の掲載については、日本教育制度学会紀要編集委員会（以下、編集委員会）がこれを決定する。
- (2) 自由研究論文：教育制度にかかわる研究成果をまとめたもの
- (3) 研究ノート：教育制度にかかわる史資料の紹介に重点をおきつつ考察を加えたもの、または萌芽的もしくは提言的な研究を記したもの
- (4) 特集テーマ論文：教育制度に関わる研究成果をまとめたもののうち、特集テーマに合致する研究成果をまとめたもの（自由研究論文と同じ基準で審査）。

4. 掲載の可否

- (1) 投稿原稿の掲載の可否と掲載種別は、編集委員会が決定し、投稿者に通知する。
- (2) 編集委員会は、投稿原稿の修正を求める場合がある。
- (3) 編集委員会は、「自由研究論文」への投稿原稿について、「研究ノート」への種別変更を投稿者に促す場合がある。
- (4) 編集委員会は、「特集テーマ論文」への投稿原稿について、「自由研究論文」あるいは「研究ノート」への種別変更を投稿者に促す場合がある。

5. 投稿様式

- (1) 投稿原稿は、「自由研究論文」「研究ノート」「特集テーマ論文」とも40字×30行×15頁以内とする。電子投稿システムでPDFに変換した際にも40字×30行×15頁以内とする。
- (2) (1)には、タイトル、脚注、図表等を含める。
- (3) 掲載が決定した「自由研究論文」「研究ノート」「特集テーマ論文」はタイトル（英語）、キーワード（英語で5つ程度）、400words以内の「英文摘要」を編集委員会が指定する期日までに入稿すること。

6. 執筆要領

『教育制度学研究』執筆要領に従い、執筆すること。

7. 提出期限

投稿原稿の提出期限は、3月末日必着とする。

8. 提出方法

(1) 原則として電子投稿システム Editorial Manager から投稿を受け付ける。

(2) 提出後、2日以内に受領確認メールが届かない場合には、編集委員会へ連絡すること。

<連絡先>日本教育制度学会紀要編集委員会事務局 seidokiyou@gmail.com

『教育制度学研究』執筆要領 [2024年10月20日改訂]

1. 原稿様式

(1) ワープロソフトは「Microsoft Word」または「一太郎」を用いる。

(2) A4判、縦置き、横書き、天地余白35mm、左右余白35mm(10.5ポイント)、40字×30行×15頁以内(=18,000字)とする。

(3) 最初の行にタイトルを記す。

(4) 本文の句読点は、原則として「、」「。」を用いる。

(5) 数字・欧文等は半角を基本とする。

(6) 論文原稿は、次の順番とする。タイトル、本文、註、文献一覧、付記。

2. 見出し

見出しが次の例に従う。

<例> 1 → (1) → ①

3. 図表：【例】参照のこと

(1) 図表番号およびタイトルを付す。タイトル位置は、図の下、表の上とする。

(2) 原則として、図表は執筆者が作成し、別途Microsoft Excel等で作成したオリジナルのデータを添付する。

(3) 出典は必ず明記し、最初の行の冒頭に「出典：」と記す。

(4) 図表中の文字は8ポイント以上の大きさとし、図表が極端に小さくならないように留意する。

【例】

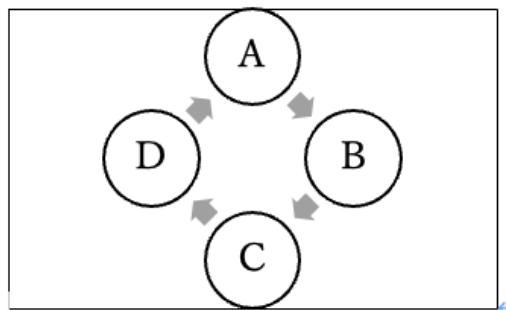


図1：○○○

出典：U.S. Department of Education(2020)をもとに筆者作成

表1：○○○

	あいう	えお	かきくけ
ABC	○	○	△
DEF	○	◎	○

出典：元兼・青木(2021) pp.10-13をもとに筆者作成

4. 註

- (1) 本文中に「.....」¹のように、右肩に4分の1の大きさの通し番号を振る。ワープロソフトの「脚注と文末脚注」の機能を用いる場合も同様とする。
- (2) 註は原稿の末尾に一括して付け、見出しへ【註】とする。

5. 文献一覧および文献指示表記

- (1) 文献一覧は原稿の末尾に一括し、邦文文献を五十音順、欧文文献をABC順に列記する。
- (2) 見出しへ【文献一覧】とし、註の後に置く。
- (3) 引用等の文献指示表記は、下例のような方式で文中に記す。

<例> 「...引用...」 (藤田 2014 p.12) がある。
が指摘されている (藤田・藤井 2000 pp.101-102)。
の研究などがある (Fujita 2014; Fujii 2013a)。

6. 文献表記

文献表記の方法は、下記に倣う。

<邦文文献>

- ・書籍：著者名（出版年）『書名』出版社名
- ・翻訳書：著者名（出版年）『書名』（訳者氏名）出版社名
- ・書籍所収の論文：著者名（出版年）「論文タイトル」編者名『書名』出版社名、pp.○-○
- ・雑誌論文：著者名（出版年）「論文タイトル」『雑誌名』巻(号)、pp.○-○
- ・複数の著者や編者を並記する場合は・(中黒)を使用する。

<欧文文献>

- ・書籍：著者名(出版年). 書名[イタリック]. 出版社名.
 例) Henig, J. R. (2013). *The end of exceptionalism in American education: The changing politics of school reform*. Harvard Education Press.
 - ・書籍所収の論文：著者名(出版年). 論文タイトル. In 編者名. (Eds.), 書名[イタリック] (pp. ○-○). 出版社名.
 例) Rosembaum, J. E. (2003). High Schools' Role in College and Workforce Preparation: Do College-for-all Policies Make High School Irrelevant? . In Stull, W. J., & Sanders, N. M. (Eds.), *The School-to-Work Movement: Origins and Destinations* (pp.203-238). Praeger.
 - ・雑誌論文：著者名(出版年). 論文タイトル. 雜誌名[イタリック], 卷(号), ○-○.
 例) Holyoke, T. T., Brown, H., & Henig, J. R. (2012). Shopping in the Political Arena: Strategic State and Local Venue Selection by Advocates. *State and Local Government Review*, 44(1), 9-20.
- ・著者名はfamily name, first nameの頭文字. の順とし、間にカンマを入れる。
 - ・複数の著者や編者を並記する場合は、名前の間に「,」を入れ、最後の著者の前に「,」と「&」を入れる。

- ・カンマ等の記号の後は半角空ける。

7. その他

1.1 事務局より

会報第 33 号をお届けします。この会報の編集作業もそうですが、事務局業務の多くを幹事である院生さんにお願いしています。そうしたこともあり、事務局業務の外部委託化を進めております。会員の皆様にご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

学会事務局では業務削減や印刷・発送コストの削減等の理由から、メールでの一斉配信を導入しております。一方で、学会に届けていただいているメールアドレスにメールをお送りしても届かない会員が複数いらっしゃいます。メールが届いていない会員におかれましては、事務局までご一報をいただきたく、何卒よろしくお願ひいたします。

本ニュースレターと併せて、会費の振替用紙を同封いたします。大会での学会費の受付を行っておりませんので、同封の用紙により会費の納入をお願いいたします。また、今年度から学生会員制を導入いたしました。学生の会費は、今年度から 5,000 円となります。会費は学会の屋台骨ですので、こちらもご理解とご協力のほど何卒よろしくお願ひいたします。

発行 日本教育制度学会事務局 <https://www.jseso.org/>

〒305-8572 つくば市天王台 1-1-1

筑波大学人間系教育学域 教育制度研究室内

電話 FAX 029-853-7382

e-mail jseso1993@gmail.com

口座番号：00150-7-429667 加入者名：日本教育制度学会